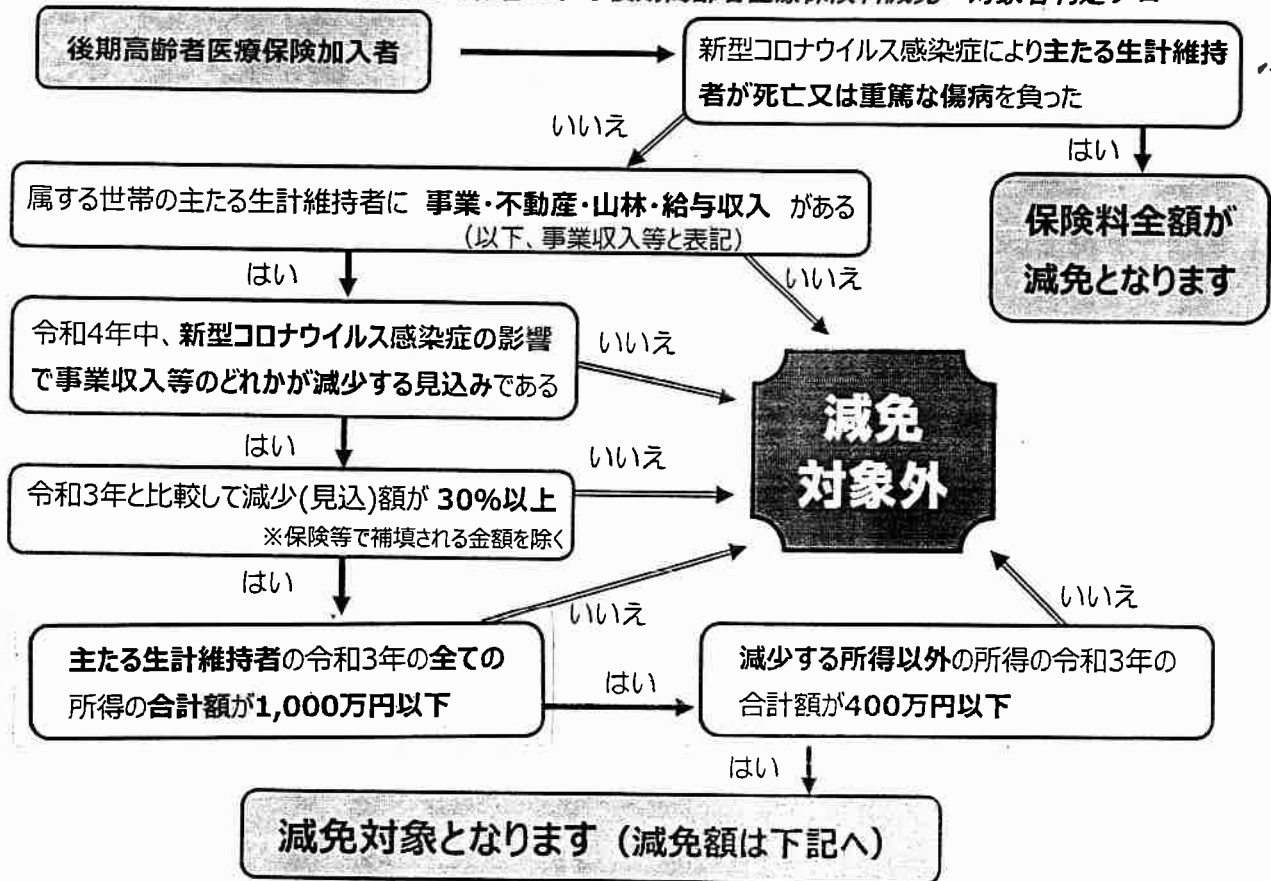


新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料減免 対象者判定フロー



↓ ここから、減免対象保険料額の計算を行います

① 世帯の被保険者について算定したそれぞれの保険料額	① 100,000円
② 主たる生計維持者の減少見込みの事業収入等の令和3年所得額	② 【事業収入】 1,000,000円 ※30%以上減少する所得を合算します
③ 主たる生計維持者及び世帯全ての被保険者の令和3年所得の合計額	③ 【Aさんの所得+Bさんの所得】 4,000,000円

対象保険料額の計算式

$$\text{①} \times \text{②} \div \text{③}$$

$$100,000 \times 1,000,000 \div 4,000,000$$

**対象保険料額 25,000円**

↓ ここから、減免額の計算を行います

**減免額 = 対象保険料額 × 減免割合**

～減免割合～

主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額によって右の表で定めます

合計所得金額	減免割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

主たる生計維持者の令和3年合計所得300万円のとき

参考例の場合

$$\text{対象保険料額} \times \text{減免割合} = \text{減免額}$$

$$25,000\text{円} \times 10\text{分の}10 = 25,000\text{円}$$

※事業廃止や失業の場合は所得にかかわらず10分の10